令和９年度

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校

入学者決定に関する実施要綱・同細目

令 和 ８ 年 ６ 月

東 京 都 教 育 委 員 会

【令和９年度　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定の日程】

１２月		
日	曜	内　　容
17	木	【特別・一般】出願受付［入力期間］開始

１月		
日	曜	内　　容
8	金	【特別・一般】出願受付［書類提出期間］開始 【帰国・在京】出願受付
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	【帰国・在京】出願受付
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	【特別・一般】出願受付［入力期間・書類提出期間］終了
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	【帰国・在京】検査
26	火	
27	水	
28	木	

１月		
日	曜	内　　容
29	金	【帰国・在京】発表・手続
30	土	
31	日	

２月		
日	曜	内　　容
1	月	【特別】検査
2	火	【特別】発表・手続
3	水	【一般】検査
4	木	【追検査】出願受付（措置申請受付）
5	金	【追検査】出願受付（措置申請受付）
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	【一般】発表・手続
10	水	【一般】手続
11	木	
12	金	【追検査】検査
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	【追検査】発表・手続
17	水	【追検査】手続
18	木	
19	金	

目　　次

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱

第１　特別枠募集・一般枠募集
　第１－１　日程…… 1
　第１－２　募集人員…… 1
　第１－３　応募資格…… 1
　第１－４　出願…… 3
　第１－５　検査等の実施及び採点…… 5
　第１－６　入学者を決定するための手続等…… 5
　第１－７　合格者等の発表…… 6
　第１－８　入学手続…… 6
　第１－９　繰上げ合格者の決定…… 7
　第１－10　入学辞退届の提出…… 7
第２　報告書…… 8
第３　本人得点の開示…… １０
第４　受検上の配慮…… １１
第５　インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査…… １２
第６　その他…… １３

海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱

第１　海外帰国・在京外国人生徒枠募集
　第１－１　日程…… １４
　第１－２　募集人員…… １４
　第１－３　応募資格…… １４
　第１－４　出願…… １６
　第１－５　検査等の実施及び採点…… １７
　第１－６　入学者を決定するための手続等…… １８
　第１－７　合格者等の発表…… １８
　第１－８　入学手続…… １８
　第１－９　繰上げ合格者の決定…… １８
　第１－10　入学辞退届の提出…… １９
第２　報告書…… １９
第３　本人得点の開示…… １９
第４　受検上の配慮…… １９
第５　その他…… １９

別表１　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校一覧…… ２０
別表２　令和９年度　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する手続日程表… ２１

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱の細目

第１　出願書類についての注意事項等…… ２２
第２　様式一覧…… ２５
　＜様　式＞
第３　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項… ５５

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱

令和９年度における東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」という。）の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和３５年東京都教育委員会規則第８号）に基づき、この東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱でいう特別枠募集の入学者決定を実施する都立中学校は、小石川中等教育学校及び白鷗高等学校附属中学校である。ただし、海外帰国・在京外国人生徒の入学者決定については、別に定める。

第１　特別枠募集・一般枠募集

第１－１　日程

事　　項	特別枠募集	一般枠募集
出願受付	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に、都立中学校が指定する郵便局に必着（郵便局留））により郵送したものを受け付ける。 ただし、同一校において、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集に出願する志願者、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集に出願する志願者並びに海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集及び特別枠募集に出願する志願者の出願受付については、別に定める。 〔入力期間〕令和８年１２月１７日（木）から令和９年１月１８日（月）午後５時まで ※　入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、実施要綱において同じ。 〔書類提出期間〕令和９年１月８日（金）から１月１８日（月）まで ※　書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立中学校へ提出する期間のことである。以下、実施要綱において同じ。	
検　　査	令和９年２月１日（月）	令和９年２月３日（水）
発　　表	令和９年２月２日（火） 午前９時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表	令和９年２月９日（火） 午前９時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表
入学手続	令和９年２月２日（火） 午前９時から午後１時まで	令和９年２月９日（火） 午前９時から午後３時まで 令和９年２月１０日（水） 午前９時から正午まで

第１－２　募集人員

「令和９年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第１－３　応募資格

第１－３－１　応募資格

都立中学校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

①

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

(2) 令和９年３月３１日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した外国籍を有する者

(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和９年３月に修了する見込みの者

(4) 令和９年３月３１日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

②

(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。

ア　父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ　父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ　父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ　その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ　都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、東日本大震災（平成２３年３月１１日発生）、平成２８年熊本地震（平成２８年４月１４日発生）、平成３０年７月豪雨、平成３０年北海道胆振東部地震（平成３０年９月６日発生）、令和元年台風第１９号、令和２年７月豪雨又は令和６年能登半島地震（令和６年１月１日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式 12）を提出すること。

(2) 第１－３－２に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第１－３－２　応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項（５５ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、都立中学校の校長（以下「都立中学校長」という。）に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

(2) 前記第１－３－１②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者

(3) 前記第１－３－１①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者の１人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。

(5) 前記第１－３－１①欄(2)に該当する者

(6) 前記第１－３－１②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応３）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応２））並びに罹(り)災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第１－４　出願

第１－４－１　出願方法

都立中学校を志願する者は、１校に限り出願することができる。

なお、都立中学校を志願する者は、千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

(1) 都内の小学校に在学している志願者は、指定された入力期間中に出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、印刷した入学願書について都内小学校長の承認を経て、志願する都立中学校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、都立中学校が指定する郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。

(2) 都内の小学校に在学していない志願者は、指定された入力期間中に出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、志願する都立中学校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、都立中学校が指定する郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。

(3) 同一校において、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集に出願する志願者、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集に出願する志願者並びに海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集及び特別枠募集に出願する志願者の手続については、海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱第１－４－２－２の規定による。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第１－４－２　出願手続

第１－４－２－１　小学校長の手続

(1) 入学願書（「特別枠募集」（様式１）、「一般枠募集」（様式２））

都内の小学校長は、在学している児童について、印刷された入学願書に記載されている事項及び添付された写真が本人のものであること並びに志願しようとする都立中学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に公印を押す。

(2) 報告書（様式３）（「特別枠募集」、「一般枠募集」共通様式）

ア　作成方法　実施要綱第２に定める方法により作成する。
※　折らずに角２封筒に入れ、都立中学校長宛ての親展扱いとして厳封する。
イ　作成部数　１部
ウ　小学校長は、やむを得ない理由のため報告書の一部が記入できない場合は、「学籍の記録」等記入できる欄について記入し、実施要綱第２－１(3)ア、イ又はウに定めるところにより作成した「理由書」（様式任意）等を提出する。

第１－４－２－２　志願者の手続

志願者は、同一校に限り、特別枠募集と一般枠募集の両方に出願することができる。ただし、特別枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検することはできない。

なお、同一校の特別枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合は、報告書（「理由書」（様式任意）等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ１通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は特別枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

(1) 特別枠募集

志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力及び入学考査料の決済を行った上で、次の書類等を志願する都立中学校長宛てに、都立中学校が指定する郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、次のイについては角２封筒が折れないように、留意すること。また、次のオについても破損等のないように、適切な措置を講じること

ア　入学願書（「特別枠募集」（様式１））
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
イ　報告書（様式３）
ウ　志願理由書（参考様式１）
エ　活動実績報告書（参考様式２）
オ　卓越した能力を証明する書類等
カ　応募資格審査関係書類（実施要綱第１－３－２に該当する者のみ）
キ　入学考査料　２，２００円
出願サイト上での決済による納付とする。
ク　その他、志願先の都立中学校長が定めた書類等

(2) 一般枠募集

志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力及び入学考査料の決済を行った上で、次の書類等を志願する都立中学校長宛てに、都立中学校が指定する郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、次のイについては角２封筒が折れないように、留意すること。

ア　入学願書（「一般枠募集」（様式２））
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
イ　報告書（様式３）
ウ　応募資格審査関係書類（実施要綱第１－３－２に該当する者のみ）
エ　入学考査料　２，２００円
出願サイト上での決済による納付とする。
オ　その他、志願先の都立中学校長が定めた書類等

第１－４－３　受検票の交付

出願を受け付けた都立中学校長は、出願サイト上で受検票を交付する。

第１－４－４　応募状況の発表

応募状況の発表は、当該都立中学校の特別枠募集、一般枠募集別に、各都立中学校の校内の掲示及び各都立中学校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第１－４－５　インターネット出願ができない場合の出願方法等

第１－４－５－１　出願方法

やむを得ない事情によりインターネット出願ができない志願者は、志願する都立中学校に連絡の上、都立中学校長宛てに、出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、都立中学校が指定する郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。

第１－４－５－２　小学校長の手続

前記第１－４－２－１の規定を準用する。

第１－４－５－３　志願者の手続

前記第１－４－２－２の規定を準用する。ただし、入学考査料は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付する。納付後の領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出する。

第１－４－５－４　受検票の交付

出願を受け付けた都立中学校長は、受検票を郵送により交付する。

第１－５　検査等の実施及び採点

第１－５－１　検査内容

各校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、６年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第１－５－２　検査等の方法

(1) 特別枠募集

入学者決定に際して、特別枠募集を実施する都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と、面接、作文及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施する。

なお、報告書、面接、作文及び実技検査の点数化に関する取扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

(2) 一般枠募集

入学者決定に際して、各都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と、面接、作文、適性検査(共同作成問題及び各校独自問題)及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたもの(以下「適性検査等」という。）とで実施する。

なお、報告書及び適性検査等の点数化に関する取扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

第１－５－３　検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、各都立中学校長が適切に定める。

第１－５－４　問題作成

(1) 出題の基本方針

ア　小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育校において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。

イ　出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。

ウ　出題に当たっては、各校の特色や育てたい生徒の姿に照らし、６年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

(2) 検査問題は、全ての都立中学校で構成する検査問題共同作成委員会が共同作成問題を作成し、各都立中学校が設置する検査問題作成委員会が各校独自問題を作成する。

(3) 検査問題共同作成委員会の委員長は、都立中学校長から東京都教育委員会が指名する。

また、検査問題作成委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

(4) 検査問題共同作成委員会及び検査問題作成委員会の委員は、各都立中学校長が命ずる。

第１－５－５　採点

(1) 各都立中学校に、検査等の採点を行う採点委員会を置く。

(2) 採点委員会の委員長（以下「採点委員長」という。）は、当該都立中学校長とする。

(3) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭及び日勤講師（非常勤教員）のうちから当該都立中学校長が命ずる。

(4) 採点委員長は、採点委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。

(5) 採点委員長は、各検査等に対し、採点委員のうちから採点責任者を命ずる。

第１－６　入学者を決定するための手続等

都立中学校長は、各校の特色や育てたい生徒の姿に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者を決定する。

第１－６－１　入学者の決定の基本方針

都立中学校長は、特別枠募集及び一般枠募集ともに、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。

第１－６－２　選考

(1) 各都立中学校に、入学者の決定に関する事務を行う選考委員会を置く。

(2) 選考委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

(3) 選考委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。

第１－６－３　合格候補者の決定

都立中学校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

(1) 特別枠募集

ア　当該都立中学校の特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、当該都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。

イ　当該都立中学校の特別枠募集における合格候補者の人員は、当該都立中学校の特別枠募集における募集人員を超えてはならない。ただし、特別枠募集における応募基準を区分により分ける場合は、特別枠募集における募集人員を超えない範囲で、区分ごとの募集人員について幅をもたせて合格候補者を決定することができる。

ウ　特別枠募集における入学者の決定においては、当該都立中学校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たなくてもよい。

(2) 一般枠募集

ア　特別枠募集を実施する都立中学校は、当該都立中学校の募集人員から特別枠募集における入学手続人員及びインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査（以下「追検査」という。）の募集人員を減じた人員を、当該都立中学校の一般枠募集における募集人員とする。追検査の募集人員は、実施要綱第５－２に定める。

イ　特別枠募集を実施しない都立中学校は、当該都立中学校の募集人員から追検査の募集人員を減じた人員を、当該都立中学校の一般枠募集における募集人員とする。

ウ　一般枠募集における募集人員に相当する人員まで、各都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における合格候補者とする。

なお、追検査における合格候補者の決定については実施要綱第５－６－３に定める。

エ　募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第１－６－４　合格者等の決定

都立中学校長は、選考委員会の資料により特別枠募集の合格者、一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第１－７　合格者等の発表

特別枠募集の合格者の発表は、当該都立中学校の校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。

一般枠募集の合格者の発表は、各都立中学校の校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。

特別枠募集の合格者には特別枠募集合格通知書（様式４）を、一般枠募集の合格者には一般枠募集合格通知書（様式５）を入学手続期間内に交付する。

一般枠募集の繰上げ合格候補者には、繰上げ合格候補者通知書（様式６）を郵送により交付する。

第１－８　入学手続

第１－８－１　入学意思確認書の提出

特別枠募集の合格者及び一般枠募集の合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式９）の提出ができない場合には、入学手続期間内に当該都立中学校に連絡し、入学意思を伝えること。当該都立中学校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、当該都立中学校長は、都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。

都立中学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

第１－８－２　入学手続状況の発表

入学手続状況の発表は、当該都立中学校の特別枠募集、一般枠募集別に、各都立中学校の校内の掲示及び各都立中学校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第１－９　繰上げ合格者の決定

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、当該都立中学校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式７）を交付する。

繰上げ合格通知書（様式７）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

都立中学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

なお、当該都立中学校長は、２月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。当該都立中学校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式８）により入学者決定事務の終了を通知する。

第１－10　入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式11）を当該都立中学校長に速やかに提出する。

第２　報告書

第２－１　作成

(1) 小学校卒業見込者については、志願者が在学している小学校の教職員が記載者となる。
(2) 記載者以外の複数の教職員が小学校児童指導要録等と照合し、確認する。
(3) 小学校長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合、報告書の一部を作成しなくてもよい。
ア　令和７年４月１日以降帰国し、現地校から編入学した者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄への記入又は現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、記入できない欄についてその旨を明らかにした「理由書」（様式任意）を提出する。
イ　小学校の、全ての教科を特別の教育課程により実施している特別支援学級（固定）在籍者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、不足する記録に関わる資料の写しを提出する。
ウ　出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても観点別学習状況の評価を行うことができない場合、また、評定を行うことができない教科がある場合、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。この場合、小学校長は記入できない欄についてその旨を明らかにした「理由書」（様式任意）を提出する。
(4) 当該小学校長は、上記(1)から(3)までを確認の後、公印を押し内容を証明する。

第２－２　記載事項

報告書には、次の(1)から(6)までの事項を記載する。
(1) 学籍の記録　(2) 各教科の学習の記録　(3) 総合的な学習の時間の記録
(4) 特別活動の記録　(5) 行動の記録　(6) 総合所見

第２－３　作成方法

報告書は所定の様式（様式３）により作成する。
報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。
報告書の各欄の記入については、次の(1)から(6)までのとおりとする。
なお、第５学年については、小学校児童指導要録に基づいて記入し、第６学年については、第一学期及び第二学期の評価等を十分参考にして令和８年１２月３１日現在における児童の評価等を記入する。記入後、当該小学校長は公印を押す。
(1) 学籍の記録
ア　児童氏名、性別、生年月日及び卒業見込年月を記入する。
イ　小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在籍校名を記入する。
(2) 各教科の学習の記録
ア　観点別学習状況
小学校学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第６３号）に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、Ａ、Ｂ、Ｃの記号により記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」をＡ、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」をＢ、「努力を要する状況と判断されるもの」をＣとする。
イ　評定
各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、３、２、１の３段階で記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」を３、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」を２、「努力を要する状況と判断されるもの」を１とする。
(3) 総合的な学習の時間の記録
小学校学習指導要領に示された目標に基づき、この時間に行った学習活動及び各学校が定めた

評価の観点を記入した上で、それらの観点について、児童の学習状況の特徴的な事項を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

(4) 特別活動の記録

特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(5) 行動の記録

各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、項目ごとにその学年別の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(6) 総合所見

児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下のような事項などを記入する。

ア　各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見

イ　特別活動に関する事実及び所見

ウ　行動に関する所見

エ　児童の特徴や特技、学校内外におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動に関する所見

オ　児童の成長の状況に関わる総合的な所見

第３　本人得点の開示

第３－１　受検者又は受検者の保護者の手続

(1) 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は各都立中学校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、受検した都立中学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。また、受検者等は、請求時に検査得点表（様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は各都立中学校長が定める。）を受領する。

なお、上記の手続によらず、SaaS型共同電子申請サービス（以下「電子申請」という。）により開示を請求することができる。

(2) 受検者等は、請求時に受領した受付票に記載された交付日以降に、都立中学校の窓口で受付票を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（様式14）を受領する。電子申請を利用した場合は、電子メールで通知された交付日以降に、都立中学校の窓口で通知内容を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表（様式14）を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から３か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

第３－２　都立中学校長の手続

(1) 受検者等から都立中学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、当該都立中学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認の上、請求を受け付けること。また、当該都立中学校長は、受付時に検査得点表（様式14）の交付日等を記載した受付票を交付する。電子申請による適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、当該都立中学校長は、請求内容を審査し、請求を受け付ける。

(2) 当該都立中学校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については当該都立中学校長が定める。

(3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和９年８月３１日(火)を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき行うものとする。

第４　受検上の配慮

第４－１　障害のある受検者に対する配慮

障害のある受検者のうち障害による適性検査等受検上の配慮（面接、作文又は実技検査における配慮を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、令和８年１２月１８日(金)までに、受検上の配慮申請書（様式15）により、志願する都立中学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ＩＣＴ機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた都立中学校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議すること。

受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、申請先の都立中学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第４－２　事故や病気等による適性検査等受検上の配慮

事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等受検上の配慮を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに受検上の配慮申請書（様式15）により、志願する都立中学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた都立中学校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議すること。

なお、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、受検上の配慮申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、申請先の都立中学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第５　インフルエンザ等学校感染症罹(り)患者等に対する追検査

一般枠募集において、インフルエンザ等に罹患した者又は学校保健安全法第１９条により小学校長が出席停止の措置を行った者等（以下「罹患者等」という。）、出願した都立中学校を受検することができなかった者に対して、追検査を実施する。

第５－１　日程

事　　項	日　　時
出願受付 （措置申請受付）	令和９年２月４日（木）午前９時から午後３時まで ２月５日（金）午前９時から正午まで 当該都立中学校に持参したものを受け付ける。
検　　査	令和９年２月１２日（金）
発　　表	令和９年２月１６日（火）　午前９時 当該都立中学校内に掲示及び当該都立中学校のホームページに掲載
入学手続	令和９年２月１６日(火)　午前９時から午後３時まで ２月１７日(水)　午前９時から正午まで

第５－２　募集人員

「令和９年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

なお、追検査の措置の申請がなかった都立中学校は追検査を実施しない。

第５－３　応募資格等

前記第１－３を準用する。

なお、追検査においては、一般枠募集の適性検査の検査日当日に罹患者等となった者で、出願した都立中学校を受検することができなかった者のうち、一般枠募集の適性検査の検査日当日の午後５時までに当該都立中学校に電話連絡により追検査の措置を希望する意思を伝え、当該都立中学校長の確認を得た者とする。

また、一般枠募集の検査日当日に受検者本人の責めによらず、やむを得ない入院等により受検することができなかった者で、第三者機関により証明ができる場合は、在学する小学校長は都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、当該都立中学校長から承認を得ること。

第５－４　出願

第５－４－１　出願方法

(1) 志願者は、一般枠募集において出願した都立中学校の追検査に限り出願することができる。

(2) 志願者は、当該都立中学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

第５－４－２　出願手続

第５－４－２－１　小学校長の手続

当該小学校長は、在学している志願者から依頼された場合に限り、当該志願者に対し一般枠募集の検査日当日に出席停止の措置を行ったこと（検査日が休業日の場合は、検査日が出席停止期間中であること）について証明する書類（様式任意）を交付する。

第５－４－２－２　志願者の手続

志願者は、次の書類等を用意する（当該都立中学校長宛てに、持参により提出）。

(1) インフルエンザ等学校感染症罹(り)患者等に対する措置申請書（様式追１）
当該都立中学校のホームページ等からダウンロードして印刷し、記入する。

(2) 医療機関の証明書又は前記第５－４－２－１により小学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類（様式任意）

(3) 受検票（一般枠募集の出願の際に出願サイト上で交付されたもの）
出願サイトからダウンロードして印刷する。提出時、当該都立中学校の確認を経て返却される。

(4) 入学考査料　２，２００円
当該都立中学校の窓口において現金で納付する。

第５－４－３　措置申請書受理証（様式追２）の交付

出願を受け付けた都立中学校長は、措置申請書受理証（様式追２）を出願受付時に直接交付する。

第５－４－４　応募状況の発表

応募状況の発表は、当該都立中学校の校内の掲示及び当該都立中学校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第５－５　検査等の実施及び採点

第５－５－１　検査日当日の受付

志願者は、前記第５－４－３により当該都立中学校長から交付された措置申請書受理証（様式追２）及び受検票（一般枠募集の出願の際に出願サイト上で交付されたもの）を当該都立中学校に持参する。

第５－５－２　検査内容

前記第１－５－１の規定を準用する。

第５－５－３　検査等の方法

入学者決定に際して、当該都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と、面接、作文、適性検査及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施する。

第５－６　入学者を決定するための手続等

第５－６－１　入学者の決定の基本方針

前記第１－６－１の規定を準用する。

第５－６－２　選考

前記第１－６－２の規定を準用する。

第５－６－３　合格候補者の決定

当該都立中学校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

(1) 前記第５－２で定めた追検査における募集人員に相当する人員を、当該都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により、当該都立中学校で定めた基準に達していると認められた者の中から総合成績の順に決定し、これを追検査における合格候補者とする。

(2) 追検査における合格候補者の人員は、追検査における募集人員を超えてはならない。また、追検査募集における入学者の決定においては、当該都立中学校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たなくてもよい。

第５－６－４　合格者等の決定

前記第１－６－４の規定を準用する。

なお、追検査の募集人員についての入学者決定の実施の結果、未充足人員があった場合は、一般枠募集における繰上げ合格候補者から充足する。

第５－７　合格者等の発表

合格者の発表は、当該都立中学校の校内の掲示及び当該都立中学校のホームページへの掲載により行う。

合格者にはインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査合格通知書（様式追３）を入学手続期間内に交付する。

第５－８　入学手続

前記第１－８の規定を準用する。

第５－９　入学辞退届の提出

前記第１－10の規定を準用する。

第５－10　本人得点の開示

前記第３の規定を準用する。

第６　その他

本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱

令和９年度における海外帰国・在京外国人生徒の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和３５年東京都教育委員会規則第８号）に基づき、この海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱でいう海外帰国・在京外国人生徒対象の入学者決定を実施する東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」という。）は、立川国際中等教育学校及び白鷗高等学校附属中学校（以下「当該都立中学校」という。）である。

第１　海外帰国・在京外国人生徒枠募集

第１－１　日程

事　　項	海外帰国・在京外国人生徒枠募集
出願受付	令和９年１月　８日（金）　午前９時から午後３時まで 令和９年１月１２日（火）　午前９時から正午まで 当該都立中学校に持参したものを受け付ける。
検　　査	令和９年１月２５日（月）
発　　表	令和９年１月２９日（金）　午前９時 当該都立中学校内に掲示及び当該都立中学校のホームページに掲載
入学手続	令和９年１月２９日（金）　午前９時から午後３時まで

第１－２　募集人員

「令和９年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第１－３　応募資格

第１－３－１　応募資格

当該都立中学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

⑴ 日本国籍を有する者は、次の表①欄の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ｱ)又は(ｲ)のどちらかに該当し、さらに、③欄中の(ｱ)又は(ｲ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ｱ) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (ｲ) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和９年３月に修了する見込みの者 (ｳ) 令和９年３月３１日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

②
(ｱ) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）に伴い連続して２年以上海外に在住している者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。） 　なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して２年以上海外に在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。 (ｲ) 保護者に伴い連続して２年以上海外に在住していた者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後２年を超える者のうち、帰国日が令和７年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内とみなす。 　なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して２年以上海外に在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。
③
(ｱ) 保護者（保護者が父母である場合であって、父母のどちらか一方が海外勤務のため海外に在住している場合は、他方の父母）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 　なお、東日本大震災（平成２３年３月１１日発生）、平成２８年熊本地震（平成２８年４月１４日発生）、平成３０年７月豪雨、平成３０年北海道胆振東部地震（平成３０年９月６日発生）、令和元年台風第１９号、令和２年７月豪雨又は令和６年能登半島地震（令和６年１月１日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式 12）を提出すること。 (ｲ) 第１－３－２に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

(2) 外国籍を有する者は、次の表①欄の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ｱ)又は(ｲ)のどちらかに該当する者とする。

①
(ｱ) 小学校を令和９年３月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として２年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後２年を超える者のうち、入国日が令和７年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内とみなす。 (ｲ) 令和９年３月３１日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者 (ｳ) 令和９年３月３１日までに、現地校において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

②

(ｱ) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校長は具申書（様式12）を提出すること。

(ｲ) 第１－３－２に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第１－３－２　応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項（５５ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、当該都立中学校の校長（以下「当該都立中学校長」という。）に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

(2) 前記第１－３－１(1)③欄及び(2)②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者

(3) 前記第１－３－１(1)①欄(ｲ)若しくは(ｳ)又は第１－３－１(2)①欄(ｳ)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、前記第１－３－１(1)①欄(ｲ)又は(ｳ)に該当する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者の１人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。

(5) 前記第１－３－１(2)①欄(ｲ)に該当する者

(6) 前記第１－３－１(1)③欄(ｱ)なお書及び第１－３－１(2)②欄(ｱ)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応３）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応２））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第１－４　出願

第１－４－１　出願方法

(1) 当該都立中学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

(2) 志願者は、当該都立中学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第１－４－２　出願手続

第１－４－２－１　小学校長の手続

令和９年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「都立中学校の実施要綱」という。）第１－４－２－１の規定を準用する。

第１－４－２－２　志願者の手続

志願者は、同一校に限り、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方又は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、特別枠募集及び一般枠募集を受検することはできない。

なお、同一校において、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と、特別枠募集、一般枠募集又はその両方を併せて出願する場合は、インターネットを活用して特別枠募集、一般枠募集又はその両方に出願し、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の出願期間中にそれぞれの出願に要する書類を持参によりまとめて提出する。その際、報告書（「理由書」（様式任意）等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ１通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

⑴ 出願に要する書類

ア　入学願書（学校所定の様式）

イ　海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

なお、小学校に在学している者は報告書（様式３）を提出する。

ウ　応募資格審査関係書類（本実施要綱第１－３－２に該当する者のみ）

エ　外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応２）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

オ　入国後の在日期間が入学日現在２年以内であることを証明する公的機関発行の書類（本実施要綱第１－３－１⑵①㋐に該当する者のみ）

カ　入学考査料　　２，２００円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。

キ　その他、当該都立中学校長が定めた書類等

第１－４－３　受検票の交付

出願を受け付けた当該都立中学校長は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の受検票を出願受付時に直接交付する。

第１－４－４　応募状況の発表

応募状況の発表は、当該都立中学校の校内の掲示及び当該都立中学校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第１－５　検査等の実施及び採点

第１－５－１　検査内容

当該都立中学校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、６年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第１－５－２　検査等の方法

入学者決定に際して、当該都立中学校長は、海外における最終学校の成績証明書等と、面接、作文及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施する。

なお、成績証明書等、面接、作文及び実技検査の点数化に関する取扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

第１－５－３　検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、当該都立中学校長が適切に定める。

第１－５－４　問題作成

(1) 出題の基本方針

ア　小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育校において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。

イ　出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。

ウ　出題に当たっては、当該都立中学校の特色や育てたい生徒の姿に照らし、６年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

エ　作文については、別に定める。

(2) 検査問題は、当該都立中学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

(4) 検査問題作成委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。

第１－５－５　採点

都立中学校の実施要綱第１－５－５の規定を準用する。

第１－６　入学者を決定するための手続等

第１－６－１　入学者の決定の基本方針

都立中学校の実施要綱第１－６－１の規定を準用する。

第１－６－２　選考

都立中学校の実施要綱第１－６－２の規定を準用する。

第１－６－３　合格候補者の決定

当該都立中学校長は、次の(1)から(3)までにより合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

(1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員に相当する人員まで、当該都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者とする。

(2) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者の人員は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員を超えてはならない。

(3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者として決定する。

第１－６－４　合格者等の決定

都立中学校の実施要綱第１－６－４の規定を準用する。

第１－７　合格者等の発表

当該都立中学校の校内の掲示及び当該都立中学校のホームページへの掲載により行う。

なお、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者には海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書（学校所定の様式）を交付する。また、繰上げ合格候補者には、繰上げ合格候補者通知書（学校所定の様式）を交付する。

第１－８　入学手続

都立中学校の実施要綱第１－８の規定を準用する。

第１－９　繰上げ合格者の決定

都立中学校の実施要綱第１－９の規定を準用する。ただし、繰上げ合格者の決定に要する書類は、学校所定の様式とする。

第１－10　入学辞退届の提出

都立中学校の実施要綱第１－10の規定を準用する。

第２　報告書

都立中学校の実施要綱第２の規定を準用する。

第３　本人得点の開示

都立中学校の実施要綱第３の規定を準用する。

第４　受検上の配慮

都立中学校の実施要綱第４の規定を準用する。

第５　その他

本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表１

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校一覧

この表は、令和９年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校の入学者決定の募集予定校を記載している。募集校等については、１０月頃に最終的な発表をする予定である。

【都立中等教育学校】

学　校　名	所　在　地	電　話
小石川中等教育学校	113-0021　文京区本駒込2-29-29	03(3946)7171
桜修館中等教育学校	152-0023　目黒区八雲1-1-2	03(3723)9966
南多摩中等教育学校	192-8562　八王子市明神町4-20-1	042(656)7030
立川国際中等教育学校	190-0012　立川市曙町3-29-37	042(524)3903
三鷹中等教育学校	181-0004　三鷹市新川6-21-21	0422(46)4181

【都立中学校（併設型）】

学　校　名	所　在　地	電　話
白鷗高等学校附属中学校	111-0041　台東区元浅草1-6-22	03(5830)1731
両国高等学校附属中学校	130-0022　墨田区江東橋1-7-14	03(3631)1878
富士高等学校附属中学校	164-0013　中野区弥生町5-21-1	03(3382)0601
大泉高等学校附属中学校	178-0063　練馬区東大泉5-3-1	03(3924)0318
武蔵高等学校附属中学校	180-0022　武蔵野市境4-13-28	0422(51)4554

別表2

令和９年度　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する手続日程表

日程	時間	事項	関係書類等			備考
			特別枠募集	一般枠募集	海外帰国・在京外国人生徒枠募集	
12月18日(金)まで		受検上の配慮	受検上の配慮申請書(様式15)提出			小学校長を経由して都立中学校長へ提出 提出期限以降の受付も可
1月8日(金)	午前９時から午後３時まで	海外帰国 ・ 在京外国人生徒枠募集 出願受付			・入学願書（学校所定の様式） ・海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（小学校に在学している者は報告書（様式３）） ・応募資格審査関係書類（第１－３　応募資格 第１－３－２に該当する者のみ） ・外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応２）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ） ・入国後の在日期間が入学日現在２年以内であることを証明する公的機関発行の書類（第１－３　応募資格 第１－３－１(2)①（7）に該当する者のみ） ・入学考査料 2,200円 ・都立中学校長が定めた書類等	持参により提出 ※同一校において、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と、特別枠募集、一般枠募集又はその両方を併せて出願する場合は、インターネットを活用して特別枠募集、一般枠募集又はその両方に出願し、それぞれの出願に要する書類を持参によりまとめて提出
1月12日(火)	午前９時から正午まで					
別に定める日時		海外帰国 ・ 在京外国人生徒枠募集 応募状況発表				校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
12月17日(木)から1月18日(月)まで	最終日の午後５時まで	特別枠募集・一般枠募集 出願受付 （出願サイト上の入力期間）	【インターネット出願】 ・入学願書(「特別枠募集」)(様式１) ・報告書（様式３） ・志願理由書（参考様式１） ・活動実績報告書（参考様式２） ・卓越した能力を証明する書類等 ・応募資格審査関係書類（第１－３　応募資格 第１－３－２に該当する者のみ） ・入学考査料 2,200円 ・都立中学校長が定めた書類等	【インターネット出願】 ・入学願書(「一般枠募集」)（様式２） ・報告書（様式３） ・応募資格審査関係書類（第１－３　応募資格 第１－３－２に該当する者のみ） ・入学考査料 2,200円 ・都立中学校長が定めた書類等		出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、志願する都立中学校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、都立中学校が指定する郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出
1月8日(金)から1月18日(月)まで		特別枠募集・一般枠募集 出願受付 （書類提出期間）				
別に定める日時		特別枠募集・一般枠募集 応募状況発表				校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
出願受付日から各校が定めた日まで		受検票交付	特別枠募集受検票（様式１）交付	一般枠募集受検票（様式２）交付	海外帰国・在京外国人生徒枠募集受検票（学校所定の様式）交付	特別枠募集及び一般枠募集は、出願サイト上で交付 海外帰国・在京外国人生徒枠募集は、出願受付時に直接交付
1月25日(月)		海外帰国 ・ 在京外国人生徒枠募集 検査				最終学校における成績証明書等と、面接、作文及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施
1月29日(金)	午前９時	海外帰国 ・ 在京外国人生徒枠募集 合格発表			合格者：海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書（学校所定の様式）交付	校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
					繰上げ合格候補者：繰上げ合格候補者通知書（学校所定の様式）交付	郵送により交付
	午前９時から午後３時まで	海外帰国 ・ 在京外国人生徒枠募集 入学手続			入学意思確認書（様式９）提出	窓口にて提出
2月1日(月)		特別枠募集 検査				報告書と、面接、作文及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施
別に定める日時		海外帰国 ・ 在京外国人生徒枠募集 入学手続状況発表				校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
2月2日(火)	午前９時	特別枠募集 合格発表	特別枠募集合格通知書（様式４）交付			校内に掲示及び合否照会サイト上で発表
	午前９時から午後１時まで	特別枠募集 入学手続	入学意思確認書（様式９）提出			窓口にて提出
2月3日(水)		一般枠募集 検査				報告書と、面接、作文、適性検査及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施
2月4日(木)	午前９時から午後３時まで	インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査 出願受付（措置申請受付）		・インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書（様式追１） ・医療機関の証明書又は小学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類 ・受検票（一般枠募集の出願の際に出願サイト上で交付されたもの） ・入学考査料 2,200円		持参により提出
2月5日(金)	午前９時から正午まで					
2月9日(火)	午前９時	一般枠募集 合格発表		合格者：一般枠募集合格通知書（様式５）交付		校内に掲示及び合否照会サイト上で発表
				繰上げ合格候補者：繰上げ合格候補者通知書（様式６）交付		郵送により交付
	午前９時から午後３時まで	一般枠募集 入学手続		入学意思確認書（様式９）提出		窓口にて提出
2月10日(水)	午前９時から正午まで					
別に定める日時		特別枠募集・一般枠募集 入学手続状況発表				校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
2月12日(金)		インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査 検査				報告書と、面接、作文、適性検査及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとで実施
2月16日(火)	午前９時	インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査 合格発表		インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査合格通知書（様式追３）交付		校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
	午前９時から午後３時まで	インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査 入学手続		入学意思確認書（様式９）提出		窓口にて提出
2月17日(水)	午前９時から正午まで					
2月末日目途		繰上げ合格者決定		繰上げ合格者：繰上げ合格通知書（様式７）交付 入学意思確認書（様式９）提出	繰上げ合格者：繰上げ合格通知書（学校所定の様式）交付 入学意思確認書（様式９）提出	電話等で入学意思を確認 窓口にて提出
				繰上げ合格者とならなかった者：入学者決定事務終了通知書（様式８）交付	繰上げ合格者とならなかった者：入学者決定事務終了通知書（学校所定の様式）交付	郵送により交付
		入学許可書交付	入学許可書（様式10）交付			
入学手続から3月31日(水)まで		入学辞退届提出	入学辞退届（様式11）提出			窓口又は郵送にて都立中学校長へ提出
合格発表日以降8月31日(火)まで		本人得点開示	開示請求書（学校所定様式）提出			受検者等が都立中学校長へ請求（窓口・電子申請）
			検査得点表（様式14）交付			窓口にて交付

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校
入学者決定に関する実施要綱の細目

第１　出願書類についての注意事項等

第１－１　入学願書等の記入方法

(1) 入学願書は、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に必要事項を入力する方法又は紙の入学願書に記入する方法により作成するものとする。なお、紙の入学願書に記入する場合は、その裏面に印刷された「入学願書記入上の注意」に従って記入する。

(2) 入学願書の作成の際に用いる氏名等の文字は、住民票に記載されているものとする。ただし、住民票に記載されている文字が常用漢字表（平成２２年内閣告示第２号）外字の文字である場合、その文字を常用漢字で代用しても差し支えないが、入学願書及び受検票の表記は統一すること。（例　澤－沢、　邊－辺）

外国籍を有する場合も、住民票に記載されている氏名（以下「本名」という。）を使用して入学願書を作成する。ただし、住民票に通称名が表示されており、受検票に通称名のみの記載を希望する者は、出願サイトでは通称名欄に入力し、紙の入学願書では志願者氏名欄の本名の後ろに（　）を付して併記する。

なお、受検票の受検者氏名欄には、出願サイトの通称名欄に入力した場合は通称名が記載され、紙の受検票に記入する場合は、入学願書に併記した通称名のみの記入で差し支えない。

また、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託児童で通称名（里親の姓）による出願を希望する志願者は、入学願書、受検票、報告書の氏名欄には、通称名（里親の姓）を記入する。その場合は、出願時に「措置通知書」の写しを提出すること。

＜紙の入学願書への記入例＞

（例１）　外国籍を有する志願者（漢字併記）の場合の入学願書の志願者氏名欄

フ リ ガ ナ	チャン　アイ　ピン
氏　　名	ZHANG　AI　PING　　張　　愛　平

（例２）　外国籍を有する志願者で、本人が通称名の使用を希望する場合の記載例

(1) 入学願書の志願者氏名欄（本名と通称名を併記。両方にフリガナを振る。）

フ リ ガ ナ	チャン　アイ　ピン　（トウ　キョウ　タ　ロウ）
氏　　名	ZHANG　AI　PING　（東　京　太　郎）

本　名　　通　称　名

(2) 受検票の受検者氏名欄（通称名のみで可）

フ リ ガ ナ	トウ キョウ　タ　ロウ
受検者氏名	東　京　太　郎

通　称　名

(3) 報告書の学籍の記録・児童氏名欄（本名と通称名を併記。両方にフリガナを振る。）

フ リ ガ ナ	チャン　アイ　ピン　（トウ　キョウ　タ　ロウ）
児 童 氏 名	ZHANG　AI　PING　（東　京　太　郎）

本　名　　通　称　名

(3) 保護者氏名欄には保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）の氏名を記入する。保護者が父母である場合、父又は母の氏名（父、母のどちらでもよい。）を記入する。

なお、保護者と別居していて出願を認められた者についても、原則として保護者の氏名を記入するが、行方不明又は外国等の遠隔地居住などのため記入できない場合は、次のア又はイの氏名の記入を認める。

ア　実際に養育している成人のおじ、おば、祖父母、兄姉、知人等

イ　職員を海外に派遣する等の目的で企業内に設けられた寮等に居住（入居）している場合は、その施設の長

第１－２　具申書の提出

(1) 具申書について

ア　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱第１－３－１②(1)アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合に提出する。

イ　提出方法

(ｱ) 具申書（様式12）は、申請者が２部作成し、在学している小学校の校長（以下「小学校長」という。）に提出する。

(ｲ) 小学校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、小学校長証明欄に氏名を記入し小学校長の公印を押印の上、申請者に１部を交付し、他の１部は小学校で保管する。

(ｳ) 申請者は、小学校長が証明した具申書を他の出願書類とともに、特定記録郵便（郵便局留）により志願する都立中等教育学校及び都立中学校（以下「都立中学校」という。）の校長宛てに提出する。

(2) 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託児童は、具申書に代えて「措置通知書」の写しを提出する。

(3) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、具申書に代えて当該児童福祉施設の長からの「意見書」を提出する。

第１－３　入学考査料の納付方法

(1) 都立中学校の特別枠募集及び一般枠募集として定めた募集人員についての入学者決定

ア　インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）
出願サイト上での決済による納付とする。

イ　やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合
所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付する。

(2) 都立中学校の海外帰国・在京外国人生徒の募集人員についての入学者決定
所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所で納付する。

第１－４　納付に当たっての留意点

(1) 入学考査料は、出願受付期間に間に合うように納付する。

(2) 一旦納付した入学考査料は還付されないので、入学考査料は、都立中学校への志望が確実になってから納付する。

(3) 出願ごとに入学考査料を納付する。
なお、納付書による場合は以下の点にも留意する。

ア　納付書は所定の用紙を使用する（コピーしたものは使用できない。）。

イ　納付書の金額を訂正したり、**前年度以前の納付書を使用したりしない。**

ウ　納付書の※欄は、必ず記入してから納付する。

エ　指定された納付場所とは次に掲げるものをいう。

(ｱ) 都内に店舗のある銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合等で、都の公金を収納する金融機関（「都の公金収納取扱店」の掲示のある店舗）

(ｲ) ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局については、東京都内、関東各県及び山梨県に所在する店舗

記入例

（様式3）

報　告　書

※受検番号	

（注意）①字句を訂正したときは、公印を用いてその旨を明らかにする。
②※印の欄には記入しない。

学籍の記録					
	フリガナ	シン　ジュク　タ　ロウ	性別	転入学等	年　月　編入学 小学校から転学
	児童氏名	新　宿　太　郎	男		
	生年月日	平成２６年　９月　１３日生		卒業見込	令和９年　３月卒業見込

各教科の学習の記録

教科	観点	観点別学習状況 5年	観点別学習状況 6年	評定 5年	評定 6年
国語	知識・技能	A	A	3	3
	思考・判断・表現	A	A		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
社会	知識・技能	A	A	3	3
	思考・判断・表現	A	A		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
算数	知識・技能	A	A	2	3
	思考・判断・表現	B	B		
	主体的に学習に取り組む態度	B	A		
理科	知識・技能	B	B	3	3
	思考・判断・表現	A	A		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
音楽	知識・技能	B	B	2	2
	思考・判断・表現	B	B		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
図画工作	知識・技能	A	A	3	3
	思考・判断・表現	B	B		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
家庭	知識・技能	B	B	2	2
	思考・判断・表現	B	B		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
体育	知識・技能	A	A	3	3
	思考・判断・表現	A	A		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		
外国語	知識・技能	A	A	3	3
	思考・判断・表現	A	A		
	主体的に学習に取り組む態度	A	A		

特別活動の記録

内容	5年	6年
学級活動		○
児童会活動	○	○
クラブ活動		
学校行事		○

行動の記録

項目	5年	6年
基本的な生活習慣		
健康・体力の向上		○
自主・自律	○	○
責任感		○
創意工夫		
思いやり・協力	○	○
生命尊重・自然愛護		
勤労・奉仕		
公正・公平		
公共心・公徳心		

総合所見

・社会科の学習に意欲が高く、学習した歴史や伝統を大切にし、これからの社会生活に生かそうとする記述や態度がみられた。
・代表委員長として、全校にユニセフ募金を呼び掛けたり、近隣小学校の代表者とのオンライン交流を企画したりするなど、責任感をもって活動した。
・東京都公立学校美術展覧会小学校書写毛筆部門に、学校代表として作品が選ばれ、入選した。
・級友が落ち込んでいるときに、いち早く声をかけ励ます場面が多くみられた。級友からの信頼が厚く、学級委員としてクラスをまとめた。

総合的な学習の時間の記録（第６学年）

学習活動	・インターネットで地域の取組を調べたり、行政相談員の話を聞いたりすることを通じて、まちづくりについて様々な課題に気付く。自分たちのまちを暮らしやすくするために話し合い、提案を考える。
観点	① 地域の取組を調べ、必要に応じてインタビューを行うなど、知識や技能を身に付けることができる。 ② 地域の課題解決のために必要な情報を集め、整理することができる。 ③ よりよい暮らしのため、行政への提案を考えることによって、地域と主体的に関わることができる。
評価	① 行政の出前授業では、疑問に感じたことを積極的に質問するなどして、自分たちの地域の実態や課題を考えながら学習を進めた。 ② 他地域の取組の工夫も参考にして比較などしながら、友達とよりよい暮らしのためのアイデアを話し合い、提案をまとめた。 ③ オンライン提案会では、行政にまちのごみ箱の設置について提案を行った。これからの地域生活に思いをはせ、主体的に振り返りを行うことができた。

上記記載事項に相違ありません。

令和９年　１月　７日

記載者氏名　有　楽　町　子

〒１６３－８００１

学校所在地　新宿区西新宿２－８－１

電話番号　０３（５３２０）６７４５

フリガナ　シンジュクチュウオウ
学校名　新宿区立新宿中央小学校

校長名　東　京　花　子　　公印

学校コード

（注意）　学校コード欄には、都内の公立学校のみ公立学校統計調査に使用する６桁の番号を記入する。

第２　様式一覧

様式番号	名　　称	ページ
様　　式　1	入　学　願　書　（特別枠募集）	26
（様式１裏面）	入学願書記入上の注意　（特別枠募集）	27
様　　式　2	入　学　願　書　（一般枠募集）	28
（様式２裏面）	入学願書記入上の注意　（一般枠募集）	29
様　　式　3	報　　告　　書	30
様　　式　4	特別枠募集合格通知書	31
様　　式　5	一般枠募集合格通知書	32
様　　式　6	繰上げ合格候補者通知書　（一般枠募集）	33
様　　式　7	繰上げ合格通知書　（一般枠募集）	34
様　　式　8	入学者決定事務終了通知書　（一般枠募集）	35
様　　式　9	入学意思確認書	36
様　　式　10	入　学　許　可　書	37
様　　式　11	入　学　辞　退　届	38
様　　式　12	具　　申　　書	39
様　　式　13	島しょからの転居に関する申立書	40
様　　式　14	検　査　得　点　表	41
様　　式　15	受検上の配慮申請書	42
様 式 追　1	インフルエンザ等学校感染症罹(り)患者等に対する措置申請書	43
様 式 追　2	措置申請書受理証	44
様 式 追　3	インフルエンザ等学校感染症罹(り)患者等に対する追検査合格通知書	45
参考様式　1	志　願　理　由　書　（特別枠募集）	46
参考様式　2	活動実績報告書　（特別枠募集）	47
様 式 応　1	東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書	48
様 式 応　2	住民票記載事項証明書	49
様 式 応　3	転居に関する申立書	50
様 式 応　4	帰国等に関する申立書	51
様 式 応　5	身元引受人承諾書	52
様 式 応　6	理　　由　　書	53
参考様式	同　居　同　意　書	54

（様式1）

令和9年度　東京都立　　学校入学願書

特別枠募集

東京都立　　学校長　殿

貴校への入学を志願します。

※ 受検番号	

特別枠募集で 受検する分野等	

一般枠募集 併願	有　・　無	どちらかを〇で囲む。
海外帰国・在京外国人 生徒枠募集 併願	有　・　無	どちらかを〇で囲む。

志願者	フリガナ	
	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日
	現　住　所 （出願時の住所）	〒
	入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒
	在学小学校名	
	卒　業　年　月	年　　月　　卒業見込
保護者	現　住　所 （受検票、通知書等の送付住所）	〒 自宅電話番号　　（　　） 日中つながる電話番号　　（　　）
	入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒

写真

正面上半身脱帽
(4cm×3cm)

令和8年10月1日
以降撮影のもので
カラー・白黒
どちらでも可

事実に反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

年　　月　　日

保護者氏名（自署）……　　志願者との続柄……

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。

年　　月　　日

学校名……　　校長名……　公印

電話番号……

令和9年度
東京都立　　学校受検票

特別枠募集

※ 受検番号	

フリガナ	
受検者氏名	
在学小学校名	
※ 検査会場名	

1　検査日時及び時間割

2　合格発表日時

＊この受検票は、入学手続をする時及び得点の開示請求の時に必要なのでなくさないこと。

（受検票・裏）

（「様式1」の裏面）

入 学 願 書 記 入 上 の 注 意

1　一般枠募集併願の有無及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集併願の有無の欄は、該当する方を○で囲んでください。

2　住所の欄の記入は、丁目、番地等の区分表記を省略しても構いません。

例　「東京都新宿区西新宿二丁目８番１号」　→　「東京都新宿区西新宿２－８－１」

3　保護者氏名は必ず自署してください。

4　志願者の氏名の欄には、住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。

外国籍を有し住民票に通称名が記載されていて、受検票に通称名のみの記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に通称名を（　　）を付して記入してください。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、通称名だけで差し支えありません。

5　出願日以降入学日までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学日までに転居予定の人は入学後の住所」欄に記入してください。

6　都外の小学校の場合、在学小学校名の欄には、道府県名から記入してください。

7　都内の小学校に在学していない者は、学校名、校長名、学校の電話番号の記入及び学校長の公印の押印は必要ありません。

8　※欄は記入しないでください。

（様式2）

令和9年度　東京都立　　学校入学願書

一般枠募集

東京都立　　学校長　殿

貴校への入学を志願します。

※ 受検番号	

特別枠募集 併願	有 ・ 無	どちらかを○で囲む。
海外帰国・在京外国人 生徒枠募集 併願	有 ・ 無	どちらかを○で囲む。

志願者	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	年　月　日
	現住所 （出願時の住所）	〒
	入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒
	在学小学校名	
	卒業年月	年　月　卒業見込
保護者	現住所 （受検票、通知書等の送付住所）	〒 自宅電話番号　（　　） 日中つながる電話番号　（　　）
	入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒

写真

正面上半身脱帽
（4cm×3cm）

令和8年10月1日
以降撮影のもので
カラー・白黒
どちらでも可

事実に反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

年　月　日

保護者氏名（自署）……　志願者との続柄……

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。

年　月　日

学校名……　校長名……　公印

電話番号……

令和9年度
東京都立　　学校受検票

一般枠募集

※ 受検番号	

フリガナ	
受検者氏名	
在学小学校名	
※ 検査会場名	

1　検査日時及び時間割

2　合格発表日時

＊この受検票は、入学手続をする時及び得点の開示請求の時に必要なのでなくさないこと。

（受検票・裏）

（「様式2」の裏面）

入 学 願 書 記 入 上 の 注 意

1　特別枠募集併願の有無及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集併願の有無の欄は、該当する方を○で囲んでください。

2　住所の欄の記入は、丁目、番地等の区分表記を省略しても構いません。

例　「東京都新宿区西新宿二丁目８番１号」　→　「東京都新宿区西新宿２－８－１」

3　保護者氏名は必ず自署してください。

4　志願者の氏名の欄には、住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。

外国籍を有し住民票に通称名が記載されていて、受検票に通称名のみの記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に通称名を（　　）を付して記入してください。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、通称名だけで差し支えありません。

5　出願日以降入学日までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学日までに転居予定の人は入学後の住所」欄に記入してください。

6　都外の小学校の場合、在学小学校名の欄には、道府県名から記入してください。

7　都内の小学校に在学していない者は、学校名、校長名、学校の電話番号の記入及び学校長の公印の押印は必要ありません。

8　※欄は記入しないでください。

（様式3）

報　告　書

※受検番号	

（注意）①字句を訂正したときは、公印を用いてその旨を明らかにする。
②※印の欄には記入しない。

学籍の記録					
フリガナ		性別	転入学等	年　月　編入学 小学校から転学	
児童氏名					
生年月日	年　月　日生		卒業見込	年　月　卒業見込	

各教科の学習の記録

教科	観点	観点別学習状況 5年	観点別学習状況 6年	評定 5年	評定 6年
国語	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
社会	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
算数	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
理科	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
音楽	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
図画工作	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
家庭	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
体育	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
外国語	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				

特別活動の記録

内容	5年	6年
学級活動		
児童会活動		
クラブ活動		
学校行事		

行動の記録

項目	5年	6年
基本的な生活習慣		
健康・体力の向上		
自主・自律		
責任感		
創意工夫		
思いやり・協力		
生命尊重・自然愛護		
勤労・奉仕		
公正・公平		
公共心・公徳心		

総合所見

総合的な学習の時間の記録（第6学年）

学習活動	
観点	
評価	

上記記載事項に相違ありません。

年　月　日

記載者氏名

〒

学校所在地

電話番号

フリガナ
学校名

校長名　　公印

学校コード

（注意）　学校コード欄には、都内の公立学校のみ公立学校統計調査に使用する６桁の番号を記入する。

（様式４）（Ａ４判）

受検番号	

特 別 枠 募 集 合 格 通 知 書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立　　学校の特別枠募集の入学者決定において、あなたを合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出してください。

記

手続期間　令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日

東京都立　　学校長　　公印

（注意）　合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

（様式５）（Ａ４判）

受検番号	

一 般 枠 募 集 合 格 通 知 書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立　　学校の一般枠募集の入学者決定において、あなたを合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出してください。

記

手続期間　令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日

東京都立　　学校長　　公印

（注意）　合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

（様式６）（Ａ４判）

受検番号	

繰 上 げ 合 格 候 補 者 通 知 書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立　　学校の一般枠募集の入学者決定において、あなたを繰上げ合格候補者として決定しましたので通知します。

入学辞退者が生じた場合、繰上げ順位の上位の者から順に、入学願書に記入のあった連絡先電話番号に繰上げ合格の連絡をし、入学の意思の確認後、繰上げ合格通知書を交付します。

また、募集人員を満たした場合、繰上げ合格者とならなかった者に対して、令和９年２月末日を目途として入学者決定事務終了通知書を郵送します。

繰上げ順位　　番

令和９年　　月　　日

東京都立　　学校長　　公印

（様式７）（Ａ４判）

受検番号	

繰 上 げ 合 格 通 知 書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立　　学校の一般枠募集の入学者決定において、あなたを繰上げ合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出してください。

記

手続期間　令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日

東京都立　　学校長　　公印

（注意）　繰上げ合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、繰上げ合格を放棄したものとみなします。

（様式８）（Ａ４判）

受検番号	

入 学 者 決 定 事 務 終 了 通 知 書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本校では、令和９年　　月　　日をもちまして、全ての合格者が決定いたしました。

誠に残念ではありますが、あなたは繰上げ合格者となりませんでしたので、お知らせいたします。

令和９年　　月　　日

東京都立　　学校長　　公印

（様式９）（Ａ４判）

入 学 意 思 確 認 書

この度、令和９年度東京都立　　学校の入学者決定に当たり、合格者になった旨の通知を受けました。

ついては、私は、東京都立　　学校に入学します。

令和９年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

受 検 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

在学小学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本 人 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者 住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自 署）

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式10）（Ａ４判）

受検番号	

入 学 許 可 書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたは、本校の入学手続を完了し、入学許可予定者となりましたのでお知らせいたします。

令和９年　　月　　日

東京都立　　学校長　　公印

※　本許可書を、お住まいの区市町村教育委員会に提示し、本校に入学するに当たり必要な手続をしてください。

（様式11）（Ａ４判）

入 学 辞 退 届

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

私は、貴校の入学許可予定者となりましたが、入学を辞退します。

受　検　番　号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入学許可予定者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者
- 住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自　署）

辞　退　理　由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　入学許可予定者が、保護者の転勤等の事情により入学を辞退する場合は、入学辞退届を提出してください。

（様式12）（Ａ４判）

受検番号	

具　申　書

東京都立　　学校長　殿

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者の家族構成及び志願者と保護者の住所が異なる理由等は下記のとおりです。

記

1　家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

氏　　名	志願者との続柄	現　　住　　所	電話番号

2　志願者と保護者の住所が異なる理由等

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実に反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

年　　月　　日

保護者氏名（自　署）
（電話番号　　）

上記の者は、令和９年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱に定める応募資格を有することを証明する。

年　　月　　日

所在地
小学校名
校長名

公印

（様式13）（Ａ４判）

受検番号	

島しょからの転居に関する申立書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

保護者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自　署）

志願者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この度、下記の身元引受人の住所に転居しますので、よろしくお願いします。

記

1　転居先住所

フリガナ 志願者氏名	転居先住所

2　保護者又は身元引受人の氏名及び住所

フリガナ 氏名	続柄	住所

3　転居予定年月日

年　月　日　転居予定

4　転居理由

上記の者は、令和９年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱に定める応募資格「都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者」に該当することを証明する。

年　　月　　日

所在地
小学校名
校長名　　公印

（注意）１　保護者の１人以上とともに転居する場合は、本様式の身元引受人の文字に二重線を引き、転居先の住所を記入する。
２　身元引受人の住所に転居する場合は、同居同意書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応２）を添付する。
３　身元引受人は、都内在住者で、児童の入学後において責任をもった対応のできる者とする。

（様式14）（Ａ４判）

受検番号	

検　査　得　点　表

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請求のあった、あなたの（　　）の検査得点は、次のとおりです。

※　適　　性　　検　　査	※　作　　文	※　面　　接	※　実技検査

令和９年　　月　　日

東京都立　　学校長

※　各都立中等教育学校及び都立中学校の検査実施状況に応じて、適宜作成すること。

（様式 15）（Ａ４判）

受付番号	

受 検 上 の 配 慮 申 請 書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

フリガナ
志願者　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿＿日生

保護者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自　署）
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱の規定により、適性検査等受検上の配慮を下記のとおり申請します。

記

1　志願校名　　東京都立＿＿＿＿＿＿＿＿学校

2　希望する配慮事項に○を付け、（　）内は記入してください。

(1)　検査時間　検査時間の延長（延長時間は通常の検査時間の 1.5 倍まで）⇒（別室受検になります。）
(2)　検査会場　①普通の教室でよい（ｱ 前の方　ｲ 出入口近く　ｳ １階　ｴ （　　））　②特殊な机
③別室受検　④家族による送迎　⑤車椅子の使用　⑥介助者等の同行
⑦（　　）
(3)　検査方法　（例えば、問題・解答用紙の拡大など具体的に記入してください。）
（　　）
(4)　そ の 他　①器具の持込み（例　補聴器、ルーペ、ＩＣＴ機器等）（　　）
②その他（　　）

3　上記２の受検上の配慮を希望する理由（障害や病気等の内容や程度などを含めて、申請する理由を具体的に記入してください。）

4　小学校長記入欄

上記のとおり、受検上の配慮が必要であると考えます。

年　　月　　日

校長名　　立　　小学校長　　公印

学校所在地　〒

学校の電話番号

（注意）１　申請は、小学校長を経由して、令和８年１２月１８日(金)までに志願校の校長宛てに提出してください。
なお、事故や病気等による適性検査等受検上の配慮の申請は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに志願校の校長宛てに提出してください。
２　申請後、志願を取りやめる場合は、速やかに小学校長を経由して、申請先の校長に連絡してください。

受付番号	

（様式追１）（Ａ４判）

インフルエンザ等学校感染症罹（り）患者等に対する措置申請書

年　　月　　日

東京都立＿＿＿＿＿＿＿＿学校長　殿

フリガナ
志願者　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生

保護者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自　署）
電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱の規定により、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を下記のとおり申請します。

記

１　志願校名　　東京都立＿＿＿＿＿＿＿＿学校

２　申請理由（インフルエンザ等の学校感染症に罹患した状況（小学校における欠席年月日、症状等）などについて、具体的に記入してください。）

発生年月日　　年　　月　　日（頃） 状　　況

（注意）

１　本申請書は、状況発生後直ちに作成し、追検査の出願受付日に志願校の校長宛てに持参により提出してください。

２　本申請書を提出する際は、医療機関の証明書又は小学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類（様式任意）及び受検票（一般枠募集の出願の際に交付されたもの）が必要となります。

（様式追２）（Ａ４判）

受検番号	

措 置 申 請 書 受 理 証

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたが本校に提出したインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書を受理しました。

追検査の検査日当日に、受検票と本受理証を持参してください。

なお、追検査は下記の内容で実施します。

記

１　検査日時及び時間割

令和９年２月１２日（金）

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集　　合			
第１時限			

各学校が具体的内容について定めることができるものとする。

２　持ってくるもの

受検票、措置申請書受理証、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、
直線定規（角度目盛りのないもの）、上履き、靴を入れる袋
※計時以外の機能を備えた時計や、携帯電話等の通信機器の持ち込みはできません。

３　合格発表日時

令和９年２月１６日（火）午前９時００分
校内の掲示及び本校のホームページに掲載

令和９年　　月　　日

東京都立　　学校長　　公印

（様式追３）（Ａ４判）

受検番号	

インフルエンザ等学校感染症罹(り)患者等に対する追検査合格通知書

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東京都立　　学校のインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査の入学者決定において、あなたを合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式９）を提出してください。

記

手続期間　令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日（　）　時から　時まで

令和９年　月　日

東京都立　　学校長　　公印

（注意）　合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

（参考様式１）（Ａ４判）

受検番号	

志　願　理　由　書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 小学校

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私が、貴校を志願する理由は次のとおりです。

志願する理由	
6年間の中高一貫教育の中で取り組んでいきたいこと	
将来の夢や希望	

私が、小学校で取り組んできたことは次のとおりです（第5学年及び第6学年の活動を中心に記入すること。）。

小学校で特に力を入れて取り組んできたこと（○で囲む。）	学級活動　児童会活動　クラブ活動　学校行事
その内容及び志願校に特に伝えたいこと	
好きな教科（○で囲む。）	国語　社会　算数　理科　音楽　図画工作　家庭　体育　外国語
校外での活動	
趣味や特技	

学校の特色等に基づき、各学校が具体的項目について定めることができるものとする。

（注意） 志願者本人が鉛筆等で、はっきりと書いてください。

（参考様式２）（Ａ４判）

受検番号	

活　動　実　績　報　告　書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

貴校の「特別枠募集」に志願するに当たり、次のとおり活動実績を報告します。

小学校

氏　　名

保護者氏名
（自　署）

「特別枠募集」で志願する分野等	

	学年	大会・発表会・資格・検定等	実績・結果
主な実績			
活動状況			
活動を始めたきっかけ			

（注意）１　この活動実績報告書は、志願者本人が記入してください。保護者は内容について確認の上、自署してください。
２「主な実績」の欄は、志願する分野の顕著なものについて記入し、証明できる書類等（賞状・免状・新聞記事等）の写しを添付してください。
３「活動状況」の欄は、志願する分野の日頃の学校の内外での活動状況を記入してください。
４　志願者は、本報告書を志願校の校長宛てに提出してください。

（様式応１）（Ａ４判）

受　付　番　号	受　検　番　号

東京都立中等教育学校及び
東京都立中学校出願承認申請書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

保 護 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自　署）
志願者との続柄 ＿＿＿＿＿＿

下記の者を貴校に入学させたいので、出願の承認を申請します。

記

1　志願者

フリガナ 氏　　名		現住所	
在学小学校	小学校		年　　月　卒業見込

2　家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

志願者との関係		フリガナ 氏　　名	現　　住　　所
保護者			
保護者			

3　出願申請理由（該当する事項の番号を○で囲む。）

(1)　都内在住者で都外の小学校等に在学している者
(2)　都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

（注意）1　保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

2　海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者は、本申請書を提出する必要はない。

3　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認されたものは、出願の承認を取り消すものとする。

（様式応２）（Ａ４判）

住 民 票 記 載 事 項 証 明 書

①住所		②世帯主 氏名	

③氏名	④生年月日	⑤住所を定めた 年月日	⑥世帯主との 続柄	⑦国籍・地域

※都立中学校 使用欄
旅・在・他

上記の事項は住民票に記載があることを証明する。

年　　月　　日

区市町村長氏名

公印

【都立中学校使用欄】
＊外国籍を有する志願者のうち、在日期間の確認が必要な志願者の上陸許可年月日を記入する（志願者のみの確認でよい。）。
＊上陸許可年月日を確認した書類の種類（旅券、在留カード、その他）について、「旅・在・他」のいずれかを〇で囲む。

（注意）１　証明を要する者について、住民票に記載されているとおり、枠内に記入し、令和８年１２月１日以降に証明を受けること。
２　区市町村所定の様式も使用できる。ただし、上記①から⑥までに該当する項目が含まれていること。
３　志願者が外国籍の場合は、⑦の国籍・地域についても証明を受けること（志願者以外については証明の必要はない。）。
なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けること。

（様式応３）（Ａ４判）

転 居 に 関 す る 申 立 書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

保 護 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自　署）
志願者との続柄 ＿＿＿＿＿＿

志 願 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この度、下記のとおり転居しますので申し立てます。

記

1　転居先住所

志願者との続柄		フリガナ 氏名	転居先住所
保護者			
保護者			

2　転居予定年月日

年　　月　　日　転居予定

3　転居理由

（注意）　1　転居を証明する書類を添付すること。
2　保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。
3　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認されたものは、出願の承認を取り消すものとする。

（様式応４）（Ａ４判）

帰国等に関する申立書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者と家族の帰国（入国）予定についての状況は下記のとおり相違ありません。

記

1　家族の状況（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

フリガナ 氏名	志願者との続柄	現住所	勤務先 （学校名）	帰国（入国）予定年月	帰国（入国）後の住所
	本人			年　月	
	保護者				
	保護者				

（注意）　保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

2　日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できない場合は、その理由及び身元引受人

理由				
身元引受人	氏名	志願者との関係	住所	電話番号

（注意）　上記２の場合、身元引受人承諾書（様式応５）、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。

（様式応５）（Ａ４判）

身 元 引 受 人 承 諾 書

東京都立　　学校長　殿

志願者の帰国後の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志 願 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元引受人となることを承諾します。

年　　月　　日

現　　住　　所　東京都＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者との続柄等 ＿＿＿＿＿＿

身元引受人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自　署）

（注意）１　身元引受人は、都内在住者で、保護者が帰国するまでの間、保護者に代わる者で志願者と同居することが確実な者とする。
２　身元引受人氏名欄は、身元引受人自署とする。

（様式応６）（Ａ４判）

受検番号	

理　由　書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

志願者の保護者である（　父　・　母　）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりです。

記

1　志願者と同居できない保護者

志願者との続柄	フリガナ 氏名	現住所
父　・　母		

2　志願者と同居できない理由等

理　由	
証明する書類	

※　父又は母が志願者と都内に同居できない理由（志願者の祖父母の介護、保護者の病気療養等）及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

※　同居できない理由を証明する書類の名称を記入し、本理由書とともに、その書類の写しを添付すること。

3　その他確認事項（内容を確認の上、□内にレ印を記入してください。）

□　都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居することはありません。

□　都立中等教育学校及び都立中学校の受検を目的として、都内に転居するものではありません。

□　父又は母が、志願者と都内に同居できない理由が解消された場合は、速やかに都内に転居します。

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実に反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

年　　月　　日

保護者氏名（自署）

（電話番号　　）

（注意）1　本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合に提出する。

2　都内の小学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。

3　都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

4　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

（参考様式）

同　居　同　意　書

年　　月　　日

東京都立　　学校長　殿

住　所　東京都

氏　名
（自　署）

私は、下記の者と、私の住所において同居することに同意します。

記

1　同居開始予定年月日　　年　　月　　日

2　同居予定の者

氏　　名	現　住　所（同居前の住所）

（注意）同意者の住民票記載事項証明書（様式応２）を添付すること。

第３　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項

令和９年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱及び海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱それぞれの第１－３－２の規定に該当している者の応募資格審査の取扱いは、この要項の定めるところによる。

【特別枠募集・一般枠募集】

１　都内在住者で都外の小学校等に在学している者
（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）……　５７ページ
２　都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者　……　５８ページ
３　海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者　……　５９ページ

【海外帰国・在京外国人生徒枠募集】

１　都内在住者で都外の小学校等に在学している者
（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）……　６０ページ
２　都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者　……　６１ページ
３　海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者　……　６２ページ

＜特別の事情として認められる事情及び必要書類＞

区分	父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類	応募資格審査取扱要項の該当項目
A	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、介護、病気療養（又は出産）のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※　介護については、志願者の２親等内の親族が、要介護２、３、４、５である場合を対象とします。要介護１、要支援１、２である場合、対象とはなりません。 ※　病気療養については、志願者の保護者又は志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とします。	〔介護の場合〕 ・介護保険被保険者証 〔病気療養の場合〕 ・医師の診断書（都内に転居できない理由が記載されているもの） 〔出産の場合〕 ・母子健康手帳 ※　郵送での出願の場合、上記二重下線の書類については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。	１、２、３
B	父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、介護のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※　介護については、志願者の２親等内の親族が、要介護２、３、４、５である場合を対象とします。要介護１、要支援１、２である場合、対象とはなりません。	・介護保険被保険者証 〔都内に転入できない父又は母〕 ・他道府県における勤務証明書等 ※　郵送での出願の場合、上記二重下線の書類については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。	２
C	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合	・事件係属証明書等	１、２、３
D	日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のためであり、志願者にとって、海外から都内に転入又は都内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※　父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。	・海外における勤務証明書等（入学日以降も海外の勤務継続予定が確認できるもの）	３

【特別枠募集・一般枠募集】

1　都内在住者で都外の小学校等に在学している者（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）

一　応募資格

次の⑴ア又はイのどちらかに該当し、かつ、⑵に該当する者

⑴　ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了する見込みの者

イ　令和９年３月３１日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した外国籍を有する者

⑵　保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

また、都内に住所を有し、都外の小学校等に在学している者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当すると小学校等の校長が認める者については、具申書（東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱において定めた様式）を提出すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

ア　父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ　父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ　父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ　その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

二　出願方法

⑴　提出期間

出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。

⑵　提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）

⑶　出願に要する書類等

ア　特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式

(ｱ) 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応１）

(ｲ) 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年１２月１日以降に区市町村長が発行したもの）

なお、前記一⑴イに該当する者で、住民票記載事項証明書（様式応２）に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

(ｳ) 入学考査料　２，２００円

出願サイト上での決済による納付とする。

(ｴ) 報告書（様式３）

なお、前記一⑴イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

(ｵ) 前記一の⑵ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

a 理由書（様式応６）

志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

b 父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※　特別の事情として認められる事情及び必要書類（５６ページ）を参照し、該当の書類を提出する。

イ　特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）

(ｱ) 入学願書（様式１）

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

(ｲ) 志願理由書（参考様式１）

(ｳ) 活動実績報告書（参考様式２）

(ｴ) 卓越した能力を証明する書類等

(ｵ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

ウ　一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）

(ｱ) 入学願書（様式２）

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

(ｲ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三　その他

⑴　応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

⑵　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

２　都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一　応募資格

次の⑴ア又はイのどちらかに該当し、かつ、⑵に該当する者

⑴　ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和９年３月に卒業又は修了する見込みの者

イ　令和９年３月３１日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した外国籍を有する者

⑵　保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和９年４月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二　出願方法

⑴　提出期間

出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。

⑵　提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口へ直接の出願は認めない。）

⑶　出願に要する書類等

ア　特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式

⑺ 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応１）

⑴ 転居に関する申立書（様式応３）

⑼ 転居を証明する書類

a　新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

b　既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年１２月１日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

⑵ 入学考査料　２，２００円

出願サイト上での決済による納付とする。

⑶ 報告書（様式３）

なお、前記一⑴イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

⑷ 前記一⑴イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応２）又は公的機関発行の書類

⑸ 前記一の⑵ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

a 理由書（様式応６）

志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

b 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※　特別の事情として認められる事情及び必要書類（５６ページ）を参照し、該当の書類を提出する。

イ　特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）

⑺ 入学願書（様式１）

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

⑴ 志願理由書（参考様式１）

⑼ 活動実績報告書（参考様式２）

⑵ 卓越した能力を証明する書類等

⑶ その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

ウ　一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）

⑺ 入学願書（様式２）

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

⑴ その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三　その他

⑴　応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

⑵　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

⑶　入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応２（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

３　海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一　応募資格

次の⑴ア又はイのどちらかに該当し、かつ、⑵に該当する者

⑴　ア　文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和９年３月に修了する見込みの者

イ　令和９年３月３１日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

⑵　保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和９年４月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア　保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ　日本国籍を有する志願者で、特別の事情のために保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二　出願方法

⑴　提出期間

出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。

⑵　提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）

⑶　出願に要する書類等

ア　特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式

(ｱ) 帰国等に関する申立書（様式応４）

なお、前記一⑵アに該当する場合は、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。

(ｲ) 転居を証明する書類

a　新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

b　既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年１２月１日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

(ｳ) 入学考査料　２，２００円

出願サイト上での決済による納付とする。

(ｴ) 日本人学校の場合は、報告書（様式３）

現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

(ｵ) 前記一⑵イに該当する場合は、身元引受人承諾書（様式応５）及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）

イ　特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）

(ｱ) 入学願書（様式１）

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

(ｲ) 志願理由書（参考様式１）

(ｳ) 活動実績報告書（参考様式２）

(ｴ) 卓越した能力を証明する書類等

(ｵ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

ウ　一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と併せて提出する。）

(ｱ) 入学願書（様式２）

出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。

(ｲ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三　その他

⑴　応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

⑵　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

⑶　入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応２（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

なお、前記一⑵イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、１年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

【海外帰国・在京外国人生徒枠募集】

1　都内在住者で都外の小学校等に在学している者（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）

一　応募資格

(1)　日本国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

イ　保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴い連続して２年以上海外に在住していた者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後２年を超える者のうち、帰国日が令和７年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内とみなす。

なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い海外に連続して２年以上在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

ウ　保護者とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

(2)　外国籍を有する者

次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウに該当する者

ア　小学校を令和９年３月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として２年以内の者

イ　令和９年３月３１日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

ウ　保護者とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

また、都内に住所を有し、都外の小学校等に在学している者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当すると小学校等の校長が認める者については、具申書（東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱において定めた様式）を提出すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

ア　父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ　父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ　父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ　その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

二　出願方法

(1)　提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

(2)　提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3)　出願に要する書類等

ア　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応１）

なお、前記一(1)ウただし書又は(2)ウただし書に該当する場合は、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ　志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年１２月１日以降に区市町村長が発行したもの）

なお、外国籍を有する者で、住民票記載事項証明書（様式応２）に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

ウ　入学願書（学校所定の様式）

エ　入学考査料　２，２００円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。

オ　報告書（様式３）

なお、外国籍を有する者のうち日本国内における外国人学校を修了する見込みの者又は既に修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

カ　前記一(2)アに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在２年以内であることを証明する公的機関発行の書類

キ　その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三　その他

(1)　応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2)　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

２　都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一　応募資格

⑴　日本国籍を有する者

次のアからウまでの全てに該当する者

ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了(以下「卒業」という。）する見込みの者

イ　保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴い連続して２年以上海外に在住していた者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後２年を超える者のうち、帰国日が令和７年３月１日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後２年以内とみなす。

なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い海外に連続して２年以上在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

ウ　保護者とともに、令和９年４月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

⑵　外国籍を有する者

次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウに該当する者

ア　小学校を令和９年３月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として２年以内の者

イ　令和９年３月３１日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

ウ　保護者とともに、令和９年４月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二　出願方法

⑴　提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

⑵　提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（郵送による出願は認めない。）

⑶　出願に要する書類等

ア　東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応１）

なお、前記一⑴ウただし書又は⑵ウただし書に該当する場合は、理由書(様式応６)及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ　転居に関する申立書（様式応３）

ウ　転居を証明する書類

(ｱ) 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(ｲ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年１２月１日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

エ　入学願書（学校所定の様式）

オ　入学考査料　２，２００円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。

カ　報告書（様式３）

なお、外国籍を有する者のうち日本国内における外国人学校を修了する見込みの者又は既に修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

キ　外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応２）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

ク　前記一⑵アに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在２年以内であることを証明する公的機関発行の書類

ケ　その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三　その他

⑴　応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

⑵　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

⑶　入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応２（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

３　海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一　応募資格

⑴　日本国籍を有する者

次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウ及びエに該当する者

ア　文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和９年３月に修了する見込みの者

イ　令和９年３月３１日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

ウ　保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴い連続して２年以上海外に在住している者（連続した２箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）。

なお、保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い海外に連続して２年以上在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は都内に在住している場合に限る。

エ　保護者とともに、令和９年４月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

(ｱ) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

(ｲ) 保護者が特別の事情のために帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

⑵　外国籍を有する者

次のア及びイに該当する者

ア　令和９年３月３１日までに、現地校において、日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成２６年４月２日から平成２７年４月１日までの間に出生した者

イ　保護者とともに、令和９年４月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二　出願方法

⑴　提出期間

出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。

⑵　提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（郵送による出願は認めない。）

⑶　出願に要する書類等

ア　帰国等に関する申立書（様式応４）

なお、前記一⑴エ(ｱ)又は(2)イただし書に該当する場合は、理由書（様式応６）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

イ　転居を証明する書類

(ｱ) 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(ｲ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応２）（令和８年１２月１日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

ウ　入学願書（学校所定の様式）

エ　入学考査料　２，２００円

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。

オ　日本人学校の場合は、報告書（様式３）

現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の６年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

カ　外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応２）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

キ　前記一⑴エ(ｲ)に該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）及び身元引受人承諾書（様式応５）

ク　その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

三　その他

⑴　応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

⑵　応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

⑶　入学日までに、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応２（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

なお、前記一⑴エ(ｲ)に該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、１年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

「令和９年度東京都立中等教育学校及び
東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目」
令和８年６月発行
東京都教育委員会印刷物登録
令和８年度　第８号

編集・発行　東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課
〒163-8001　新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　03（5320）6745

印刷・製本　株式会社シンソークリエイト